

令和7年度 国見町定住促進奨学金返還支援補助金 認定募集要項

国見町では、若者の定着及び人口減少克服の取組として、大学等を卒業後に就業する者で、本町に定住し、奨学金の返還を行う者に対して経済的負担軽減を図るため、令和7年度の認定対象者を次のとおり募集します。

1 認定対象者

次の各号の要件に該当する者を募集対象とします。

- (1) 大学等（※注1）を卒業し、正規雇用の労働契約に基づき就業している者（国家公務員又は地方公務員（※注2）として就業している場合を除く。）、継続した労働契約の締結を前提として期間の定めのある労働契約に基づき就業し、1週間の所定労働時間が20時間以上である者又は独立して自ら事業を営む者（事業を開始している場合に限る。）

※本町から通勤圏内は可

- (2) 認定申請する初年度の4月1日において、満30歳に満たない者
※補助期間の年齢を定めるものではありません。
- (3) 認定後の届出をする前までに定住を開始し、引き続き10年以上定住する意思を有する者
- (4) 大学等の在学期間に奨学金の貸与を受け、卒業後に奨学金の返還を開始しており、かつ滞納していない者
- (5) 町税（延滞金及び督促手数料を含む。）を滞納していない者
- (6) 国見町暴力団排除条例（平成24年国見町条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等及び暴力団員と密接な関係を有しない者

※注1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校（修業年限2年以上の専門課程に限る。）及び高等学校をいう。

※注2 本事業は総務省の「奨学金を活用した若者の地方定住促進要綱」を準拠しています。そのため、この制度による公務員とは特別職を含み、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の適用を受け任用されている職種（例、都道府県及び市町の会計年度任用職員など）を含みます。詳しくは担当へご照会ください。

2 支援対象となる奨学金

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金
- (2) 独立行政法人日本学生支援機構第二種奨学金及びそれに係る利子
- (3) 国見町奨学金貸与条例（昭和 37 年国見町条例第 7 号）に基づき、国見町が貸与する奨学金
- (4) 国又は地方公共団体奨学金
- (5) 大学等独自の奨学金
- (6) その他町長が認める奨学金

3 認定募集期間

すでに奨学金の返還をしている方、もしくは令和 7 年 9 月までに返還を予定している方	令和 7 年 3 月 3 日（月）から
令和 7 年 3 月に卒業する方（奨学金の返還が始まっていない方）	<u>令和 7 年 3 月 28 日（金）午後 5 時まで</u>

4 支援の内容

対象経費	補助金の交付を申請する年度（以下「申請年度」という。）の前年度の 10 月 1 日から起算した 1 年間（以下「算定期間」という。）における各月の奨学金の返還金相当額（2 万円を限度とする。）の合計額とする。 なお、交付基準日において定住又は就業期間が 1 年に満たない場合は、定住又は就業した日の翌月分の奨学金返還金相当分から対象経費とする。
対象外経費	繰上返還（全額繰上、一部繰上及び返還額の増額等を含む）、滞納繰越による奨学金返還額
補助金額	ひと月当たり 2 万円を限度とする。ただし、算定期間において奨学金の返還に係る他の補助金等を受けている場合にあっては、補助金の額から当該他の補助金等の合計額を控除するものとする。（当該額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）
補助期間	補助金の交付の申請を初めてする年度の前年度の 10 月 1 日から起算して継続して最大 15 年間
補助金の交付	認定条件を確認後、実績に応じて交付

5 認定申請

次の書類を添えて、募集期間内に持参又は郵送（当日消印有効）で提出してください。提出された書類等の内容を審査の上、その結果を文書にて通知します。

- (1) 国見町定住促進奨学金返還支援認定申請書（第1号様式）
- (2) 奨学金の貸与を受けていることを証明する書類

※日本学生支援機構は同機構による情報提供システム（スカラネット・パーソナル）にて「奨学金貸与証明書」の発行申請が必要です。手元に届くまで数日要しますのでお早めにご準備をお願いします。

- (3) 大学等の卒業見込証明書または卒業証明書
- (4) 誓約書（第2号様式）

6 補助金交付までのスケジュール

○すでに定住、就業している方(奨学金の返還をしている方、または令和7年9月までに返還を予定している方)

令和6年度	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
～3月		10月		10月		10月		10月		10月
定住及び就業奨学金の返還		定住及び就業奨学金の返還		定住及び就業奨学金の返還		定住及び就業奨学金の返還		定住及び就業奨学金の返還		定住及び就業奨学金の返還
認定申請 認定届出		交付申請兼請求書		交付申請兼請求書		交付申請兼請求書		交付申請兼請求書		交付申請兼請求書
申請(届出)受付・認可		認定届出		申請受付・審査・補助金交付		申請受付・審査・補助金交付		申請受付・審査・補助金交付		申請受付・審査・補助金交付

○令和7年3月に卒業する方(奨学金の返還が始まっていない方)

令和6年度	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度	
～3月		10月		10月		10月		10月
定住及び就業		定住及び就業奨学金の返還		定住及び就業奨学金の返還		定住及び就業奨学金の返還		定住及び就業奨学金の返還
認定申請 認定届出				交付申請兼請求書		交付申請兼請求書		交付申請兼請求書
申請(届出)受付・認可		認定届出		申請受付・審査・補助金交付		申請受付・審査・補助金交付		申請受付・審査・補助金交付

(1) 認定届出について

認定通知書を受けた者は、町内に定住し、かつ就業等を開始したときは、その要件を全て満たした日から起算して30日以内に、次の書類を添えて認定届出を提出してください。ただし、認定申請時に提出した書類によって確認することができる場合は、省略することができます。

- ① 国見町定住促進奨学金返還支援認定届出書（第4号様式）
- ② 大学等の卒業証明書
- ③ 在職証明書（第5号様式）または自営業等従事申立書（第6号様式）
- ④ 住民票の写しまたは転居した事実がわかる書類

※注3 この届出をしないときは、認定を取消します。

※注4 既卒者で令和4年4月以前から定住し、条件を満たしている場合も「認定届出」の提出が必要です。この場合、認定通知を受理してから30日以内に提出してください。

(2) 補助金交付申請兼請求書について

初回の交付申請時期は、令和7年10月です。次の書類を添えて、1年間（1年に満たない場合は、定住・就労した日の翌月分から）に返還した奨学金に係る補助金の交付申請兼請求を提出してください。ただし、申請時に奨学金及び町税に滞納がある場合は、交付対象外となります。

- ① 国見町定住促進奨学金返還支援補助金交付申請書兼請求書（第10号様式）
- ② 在職証明書または自営業等従事申立書及び確定申告書の写し
- ③ 住民票の写し
- ④ 申請年度の前年度の10月1日から起算して1年間において返還した奨学金の額がわかる書類並びに返還すべき奨学金の残額及び返還に係る残りの期間がわかる書類

※日本学生支援機構は同機構による情報提供システム（スカラネット・パーソナル）にて「奨学金返還証明書及び返還額証明書」の発行申請が必要です。手元に届くまで数日要しますのでお早めにご準備をお願いします。

- ⑤ 町税の完納を示す証明書

※国見町税務課にて発行を受けてください。

7 その他

- (1) 認定内容等に変更があったときは、届出が必要です。速やかにお知らせください。
- (2) 虚偽の申請その他不正の行為によって補助金の交付を受けたとき、また次の事由に該当した場合は、認定を取消すとともに、すでに交付した補助金について全部または一部を返還していただきます。
 - ① 認定を辞退する申出があったとき
 - ② 奨学金の貸与が取り消されたとき（認定者の責めに帰さない場合を除く）
 - ③ 奨学金の返還が免除されたとき
 - ④ 町外へ転出したとき
- (3) 離職若しくは事業等を休業したときは補助金を停止します。（期間を空けず、引き続き就業する場合を除く）
- (4) 国見町定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱及び様式については、町のホームページ（ <https://www.town.kunimi.fukushima.jp/soshiki/13/15169.html> ）からダウンロードができます。

8 提出・問合せ先

〒969-1761

福島県伊達郡国見町大字藤田字観月台15

国見町教育委員会 教育総務課

電話 024-585-2892

FAX 024-585-2707